

# 保健医療行政強化のための施策

## 1. 保健所に対する支援

(感染が拡大している保健所の支援)

- ・【疫学調査】県看護協会からの保健師の派遣：延べ 2,204 人（いずれも R4.3 月末時点）
- ・【疫学調査】本庁・出先機関・他の保健所による保健師等の応援（延べ 68 人）
- ・【疫学調査】市町村からの保健師等の派遣：延べ 309 人
- ・【振興局応援】振興局から保健所へ職員を投入  
(検体搬送、ファーストタッチ時の電話連絡等)
- ・【相談受付】県コールセンター：24 時間対応、最大 6 人体制
- ・【患者の移送】民間事業者への委託
- ・【検体採取】登録医療機関（31 機関）が保健所に出向いて検体採取を実施（延べ 155 人）

## 2. 自宅療養に万全を期する仕組み

- ・**県医師会と協定を締結**し、自宅療養者の病状をクリニックの医師が電話・ウェブでチェック（R4.1～）対応可能医療機関 318（R4.3 月末）
- ・「**自宅療養担当医バックアップセンター**」の開設  
休診日等、担当医での健康観察が困難な場合に、担当医からの依頼により担当医に代わって健康観察を実施。県医師会に委託（R4.2～）
- ・重症化を防止するために、**かかりつけ医等による往診、経口抗ウイルス薬・中和抗体療法を含む早期治療の実施**（R4.1～）
  - ※対象：**自宅療養者・高齢者施設入所者**
  - ※登録医療機関：外来 375 施設、往診 109 施設、訪問看護事業所 30（R4.3 月現在）
  - ※経口抗ウイルス薬投与者 374 人、中和抗体療法 3 人
- ・自宅待機中・自宅療養中の**病状悪化時の外来診療対応病院**：21 施設（R4.1～）
- ・振興局職員による**生活支援サービス**（買い物代行、薬の配達等）
- ・**自宅療養セット**（食品・衛生用品・パルスオキシメーター）の配送：振興局職員による直接支援及び民間配送（R4.1～）

### 3. 高齢者施設支援に対する支援

- ・ クラスター発生した施設（高齢者施設・病院）に対して**感染管理認定看護師・医師**等を派遣（延べ 68 人、R4.3 月末）
- ・【再掲】重症化を防止するために、**かかりつけ医等による施設への往診、経口抗ウイルス薬・中和抗体療法を含む早期治療の実施**（R4.1~）
- ・施設内で感染が疑われる者や濃厚接触者が発生した場合の**初期対応の手引き**を作成

### 4. 医療機関に対する支援

- ・ **後方支援病院の整備**（26 医療機関、実績：102 人）  
目的：回復後、引き続き医療ケアが必要な患者を受け入れるため
- ・ **認知症や精神疾患患者等看護の負担が大きい患者**を受け入れた医療機関への支援金（22 コロナ受入医療機関）
- ・【再掲】 クラスター発生した施設（高齢者施設・病院）に対して**感染管理認定看護師・医師**等を派遣（延べ 68 人、R4.3 月末）
- ・感染拡大防止を目的とした濃厚接触者への一時的避難措置（**レスパイト入院**）制度の実施